

総務文教消防委員会会議録（令和4年12月5日）

出席委員 竹原委員長 中川副委員長 安達委員 谷崎委員 水橋委員 尾崎委員 開田委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 柿沢副市長 上田教育長 石川総務部長 上田教育委員会事務局長 石川会計管理者 小川企画政策課長 櫻井総務課長 前野消防署長 長崎財政課長 地崎税務課長 好田監査委員事務局長 椎名学務課長 丸山生涯学習課長 野末スポーツ課長 牧田子ども課長

職務のため出席した事務局職員 落合局長 香川係長

午前11時58分開会

竹原委員長 ただいまから、令和4年12月定例会総務文教消防委員会に付託された議案第62号を先議するため、委員会を開催いたします。

本日の委員会には、水野達夫市長より欠席届が提出されております。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

谷崎潤一委員、水橋真治委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の議案審査に入ります。

議案第62号 上告の提起及び上告受理の申立てについて、当局より説明願います。

地崎税務課長 それでは、議案第62号について説明いたします。上告の提起及び上告受理の申立てについてであります。

令和4年（行コ）第4号固定資産税賦課処分等取消請求控訴事件について、次のとおり最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをしたいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1番、被上告人兼相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

2、第2審事件名、令和4年（行コ）第4号 固定資産税賦課処分等取消請求控訴事件。

3、第2審判決の表示でございますが、令和4年11月30日、名古屋高等裁判所金

沢支部で第2審判決が出まして、内容は(1)本件控訴を棄却する。

(2) 原判決主文1項を次のとおり更正する。

滑川市長が平成30年4月2日付で被控訴人に対してした原判決別紙物件目録に記載の各土地に係る平成30年度固定資産税の賦課処分を取り消す。

(3) 控訴費用は控訴人の負担とするものでございます。

4、上告の趣旨は、原判決を取り消し、さらに相当の裁判を求めるものでございます。

5、上告受理の申立ての趣旨は、(1)本件上告を受理する、及び(2)原判決を取り消し、さらに相当の裁判を求めるものでございます。

第1審、第2審ともに、永代地上権設定の土地は地方税法にある100年より長い存続期間の定めのある地上権の目的のある土地であるので、土地所有者に賦課することは違法であり、永代地上権者に設定すべきとの結果でございました。

こちらといたしましては、固定資産税を賦課する上で、法的判断として、およそ最高裁判所の判決が確定的なものであることから、その判断を基に事務を進めるために上告するものでございます。

説明は以上です。

竹原委員長 それでは、これより議案第62号について質疑に入ります。

質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。ございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第62号について討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。ございませんか。

(討論する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第62号について採決を行います。

議案第62号 上告の提起及び上告受理の申立てについて、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

竹原委員長 賛成全員。よって、議案第62号につきましては、可決すべきものと決定

いたしました。

午後 0 時03分議決

竹原委員長 以上で、先議する案件の審査は終わりました。

本来であればその他事項ということではありますが、今回は先議ということでもありますので、委員からのその他につきましては、次回の委員会等で受けていきたいと思えます。

これにて、本日の総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 0 時03分閉会